

①

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書

② 年 月 日				
木曾消防署長 殿				
③ 届出者 住所 (電話) 氏名				
事業所の所在地 及び名称	所在地	④		
	名称	⑤		
貯蔵し、又は取 り扱う倉庫、施 設等の名称	貯蔵し、又は取り 扱う倉庫、施設等 の構造等の概要	貯蔵し、又は 取り扱う物質 の名称	最大貯蔵数量 又は最大取扱 数量(kg)	消火設備の 概要
⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
物質に対する処 理剤の種類及び 保有量	種 類	保 有 量	対 象 物 質	
	⑪	⑫	⑬	
貯蔵又は取扱開始 (廃止)予定年月日	⑭			
⑮ 緊急時の連絡先	昼 間	(電話)		
	夜間・休日	(電話)		
その他必要な事項	⑯			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 「処理剤」とは、消石灰等の化学処理剤及び乾燥砂等の吸着剤をいう。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。
 - 5 貯蔵又は取扱いを開始しようとするときは、倉庫、施設等の位置及び倉庫、施設等内における物質の貯蔵又は取扱場所を示す見取図を添付すること。

これらが当てはまります。



項目	記入要領
① 「開始」「(廃止)」	「開始」又は「(廃止)」については、該当しない文字を二重線で抹消します。
② 年月日	届出書の消防署への提出年月日を記入します。
③ 届出者	1 事業所の管理について権原を有する者の住所、氏名を記入します。 2 法人の場合は法人の住所、名称及び代表者の職・氏名を記入します。 3 個人事業主の場合は、住民登録をしている住所を記入します。 4 事業所の電話番号を()内に記入します。
④ 所在地	設置してある場所又は設置しようとする場所の所在地を記入します。
⑤ 名称	建物の名称を記入します。 (例：「〇〇株式会社〇〇工場」、「〇〇銀行〇〇支店」等)
⑥ 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の名称	(例：〇〇作業場西側貯蔵庫)
⑦ 貯蔵し、又は取り扱う倉庫、施設等の構造等の概要	(例：「コンクリートブロック造」、「スレート葺き平家建て」等)
⑧ 貯蔵し、又は取り扱う物質の名称	(例：「プロパンガス」等)
⑨ 最大貯蔵数量又は最大取扱数量 (k g)	※「プロパンガス」の場合は、合計 300 kg 以上から届け出が必要になります。 (例：4 0 0 kg (50 kg × 8 本))
⑩ 消火設備の概要	<p>(例) A B C 粉末消火器 (10 型) 2 本 ※消火器の規格・点検基準が改正されました。 ※「令和4年1月1日」以降は設置ができなくなりますので注意してください。 <u>また「住宅用消火器」と表記されているものは事業所等には設置できません。</u></p> <p>新規格と旧規格の消火器の簡単な見分け方。</p> <div style="text-align: center;"> </div>

業務用消火器表記

POINT 1 旧型式の消火器は、2022年1月1日より型式失効となりますので、2021年12月31日までに全交換が必要です。

●新銘板に表示が義務付けられた事項（住宅用以外の消火器について）

- ◎住宅用消火器でないこと
業務用消火器
※家庭には住宅用消火器を設置してください。
- ◎蓄圧式、加圧式の区別
蓄圧式 加圧式
- ◎使用時の安全な取扱いに関する事項
◎維持管理上の適切な設置場所に関する事項
◎点検に関する事項
◎廃棄時の連絡先および安全な取扱いに関する事項

POINT 2 順次、この表示のある消火器に交換しなければならない。

- ◎消火器が対応する火災の絵表示（国際規格に準じたもの）等を図示

POINT 3 消火器交換の目安の表示が義務付け

- ◎標準的使用条件下で使用した場合、安全上支障なく使用できるとして設計上設定される標準的な期間または期限

設計標準使用期限
2021年まで
設計上の標準使用期限を超えて使用されずと設計標準による点検の頻度が高まる場合があります。

※型式失効とは・・・
現行の技術要求水準に適合しなくなった旧式の機器を対象に一定条件で新しい規格の機器に交換することを義務付ける消防法で定められた制度です。型式失効の対象になると消火器とは認められません。

使用上のご注意（取扱説明）

▲危険
■鋼線、鋼、変形、キヤップのゆるみのあるものは絶対に使用しないでください。
■分解しないでください。廃棄の際は専門業者または記載されている電話番号にお問い合わせください。

▲警告
■半年毎に法令で定められた点検を行ってください。
■製造後10年を過ぎたものは、耐圧試験（圧力値による水圧試験）を実施してください。
■腐食しやすい場所、湿気の多い場所、激風や雨風にさらされる場所に設置しないでください。
■設置した床や地面に直接置かないでください。
■使用高度範囲を超える場所に設置しないでください。
■人に向けて消火薬剤を直射しないでください。呼吸器等の危害を引き起こす恐れがあります。
■使用時には火元から3m以上離れてから放射を開始して下さい。近づきすぎると火勢の恐れがあります。
■組立経路を確認しながら消火してください。

▲注意
■指示体力計の指針が緑色範囲をはずれているものは交換してください。緑色範囲70～90%（X10）MPa
■消火器は初期消火の器具です。消火範囲には限りがあります。
■試し放射はしないでください。使用できなくなります。
■一度操作したものは、新品と交換または代替えを行ってください。
■指針は指定の代理店又は製造元にお申し出ください。【代替えは取扱説明書通りに行ってください。】
■薬剤の代替えは必ず当社製粉末（ABC）消火薬剤を3.0kg入れてください。
■適切な火災は、ラベルの表示マークと「取扱説明書」で確認してください。対象物によって適・不適合があります。
■詳細な取扱説明書をダウンロード出来ます。
http://www.yamatoprotac.co.jp/product_matrix/

<p>⑪ 物質に対する</p> <p>⑫ 処理剤の種類</p> <p>⑬ 及び保有量</p>	<p>1 プロパンガスの場合は無記入のままで構いません。</p> <p>2 プロパンガス以外のもので届出が必要と指導された場合は、消防署に相談してください。</p>
<p>⑭ 貯蔵又は取扱開始（廃止）予定年月日</p>	<p>年月日を記入してください。</p>
<p>⑮ 緊急時の連絡先 一昼間 夜間・休日ー</p>	<p>緊急連絡先として契約している設備会社等の社名及び電話番号を記入してください。</p>
<p>⑯ その他必要な事項</p>	<p>特になければ無記入で構いません。</p>